

「ペイオフ」について

Q1 「ペイオフ」ってどういう意味？

しんきん なんでも Q&A

A

「ペイオフ (pay-off、支払うの意)」とは、預金保険金の支払いのことを言います。

Q2 預金保険金の支払いって、どういうときに支払われるの？

しんきん なんでも Q&A

A

金融機関の経営破綻により預金の払い戻しができなくなった等の場合に、預金保険機構が預金保険金を支払います。

Q3 預金保険金を支払う「預金保険機構」って何？

しんきん なんでも Q&A

A

お客様からお預りした預金には、“保険”が掛けられております。この保険は「預金保険制度」として、万一、取扱金融機関が破綻しても預金者は保護されます。この預金保険制度の運営を行なっている機関が「預金保険機構」です。

預金保険機構は、政府・日本銀行・民間金融機関の出資によって設立されました。また、預金保険制度への加入は、日本国内に本店のある預金保険の対象預金を取扱っている右記の金融機関はすべて、制度への加入が義務付けられています。

【銀行(日本国内に本店のあるもの)】
 【信用金庫・信金中央金庫】
 【信用組合・全国信用協同組合連合会】
 【労働金庫・労働金庫連合会】
 ※上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。

Q4 預金者を保護するって、具体的にはどうするの？

しんきん なんでも Q&A

A

預金保険機構による預金者保護には次の2つの仕組みがあります。

- ①資金援助方式…合併・営業譲渡等を行なう譲受金融機関に対して、その合併等が容易になるように預金保険機構が資金の援助を行ないます。
 - ②ペイオフ方式…預金者に対して預金保険機構が直接保険金を支払います。
- なお、破綻金融機関が持っていた金融機能(預金の支払・受入・貸付・決済サービス等)が預金保険対象預金と一緒に、譲受金融機関に引き継がれる“資金援助方式”が“ペイオフ方式”よりも優先されます。

Q5 預金保険の対象となる預金の種類は？

しんきん なんでも Q&A

A

預金保険の対象となる預金には自動的に預金保険が掛けられ、この預金保険による保護の範囲が定められています。対象預金、対象外預金と保護の範囲は以下のとおりです。

なお、Q4の①資金援助方式、②ペイオフ方式のいずれでも預金等の保護の範囲は同じです。

	預 金 等 の 保 護 の 範 囲	
	平成17年4月1日以降	
◇対象預金等 ○当座預金 ○普通預金 ○別段預金 ○貯蓄預金 ○通知預金 ○納税準備預金 ○定期預金 ○定期積金 ○元本補てん契約のある金銭信託 (貸付信託、ビッグ等含む) ○保護預かり専用の金融債 ○上記を用いた積立・財形貯蓄商品	当座預金、利息のつかない普通預金等※3は全額保護	※1「1金融機関につき」とは、同じ金融機関であれば複数の支店に口座があっても金融機関は1つですから、各支店の各口座の金額はすべて合計されます。 ※2「1預金者あたり」とは、預金名義1つあたりということです。会社や団体も1預金者と数えられ、夫婦や親子でも名義が異なれば別の預金者として扱われます。 ※3「決済用預金」といいます。「決済用預金」は新たな名称の預金ができるのではなく、「無利息、要求払い(預金者の要求にしがたい、いつでも払戻しができること)決済サービスを提供できること(引き落とし等ができる口座であること)」という3条件を満たすものです。
◇対象外預金等 ○保護預かり専用以外の金融債 ○外貨預金 ○譲渡性預金 ○元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット、スーパーヒットを含む)	1金融機関につき※1 1預金者あたり ※2 預金保険制度が 元本1,000万円までと その利息を保護	
	預金保険制度による保護はありません	

※1「1金融機関につき」とは、同じ金融機関であれば複数の支店に口座があっても金融機関は1つですから、各支店の各口座の金額はすべて合計されます。
 ※2「1預金者あたり」とは、預金名義1つあたりということです。会社や団体も1預金者と数えられ、夫婦や親子でも名義が異なれば別の預金者として扱われます。
 ※3「決済用預金」といいます。「決済用預金」は新たな名称の預金ができるのではなく、「無利息、要求払い(預金者の要求にしがたい、いつでも払戻しができること)決済サービスを提供できること(引き落とし等ができる口座であること)」という3条件を満たすものです。

Q6 元本1,000万円を超える部分とその利息はどうなるの？

しんきん なんでも Q&A

A

資金援助方式による預金の引継ぎ、ペイオフ方式による保険金の支払いのいずれが行なわれても保護の範囲は元本1,000万円までとその利息ですが、元本1,000万円を超える部分とその利息は、破綻した金融機関の財産の状況等に応じて支払われます。「概算払い」といいます。ただし、預金が担保の目的となっているものは除かれます。

元本1,000万円を超える部分とその利息は、概算払い率を乗じた金額になります。概算払い率は、破綻した金融機関の財産の状況等(清算見込み額)を考慮して決定されますので、破綻に伴う損失負担に応じて、一部カットされることがあります。

◆概算払いの金額

元本1,000万円を超える部分とその利息

概算払いの金額

=

元本

その利息

×

概算払い率

(0~100%)

なお、後日、預金保険機構が回収した額が、回収等に要した費用を差し引いても、この概算払い額を上回る場合には、当該金額が預金者に追加的に支払われます。「清算払い」といいます。

Q7 借入があったり、保険金が支払われるまでにお金が必要になった場合はどうするの？

しんきん なんでも Q&A

A

破綻した金融機関にある借入と預金は、預金者の申出により相殺(借入額と預金額を差し引きして打ち消しあうこと)ができます。(ただし、預金規定に相殺の定めのない金融機関はこの処理ができないこともあります。)相殺後の預金残高に対して預金保険金が支払われます。

預金保険金支払の開始までに時間がかかると見込まれるときには、預金者が当座の生活資金などに充てられるように、預金者の請求に基づき普通預金の残高に応じて、1口座あたり最高60万円まで仮払金が支払われます。仮払支払金額は、後日、支払われる預金保険金の金額から差引かれることとなります。

◆借入と預金の相殺【例】

借入額 1,000万円

相殺

預金額 2,000万円

=

預金保険制度により保護

差引預金残高 1,000万円